

Public Relations Ichinohe

広報いちのへ

- お知らせ版 - No. 130

2018年(平成30年)

1月26日号

～家きん(鶏など)を飼養する人へ～ 鳥インフルエンザにご注意を

渡り鳥が飛来する季節を迎え、鳥インフルエンザが発生する危険性が高まっています。この病気が庭先で飼養されている家きん(鶏など)で確認された場合、その家きんが殺処分されるばかりでなく、周辺の養鶏農場などにも大きな影響を及ぼします。

家きんを飼養している人は飼育施設の破損修繕、防鳥ネットの設置などで侵入を防ぎ、適切な消毒を行い、鳥インフルエンザの発生を防ぎましょう。

毎日健康状態を観察し、異常があった場合は最寄りの獣医師または下記へご連絡ください。

圃県北家畜保健衛生所 ☎ 49-3006

農林課 ☎ 33-2111 内線 256

～要介護認定を受けている人へ～ 確定申告の準備はお済みですか？

介護保険要介護認定を受けている人は、確定申告での所得控除を受けられる場合がありますので、印鑑・介護保険被保険者証を持参し、総合保健福祉センターまで問い合わせください。

■障害者控除

障害者手帳などの交付を受けていない人でも、町が交付する「障害者控除対象者認定書」を確定申告で提出すると障害者控除の対象となります。

障害者控除対象者認定書は、要介護認定(要介護1～5)を受けている人が申請し、町が障がい者に準ずる状態にあることを認めた場合に交付するものです。

※障害者手帳などをお持ちの人は、すでに控除対象です。

※申請が集中した場合、交付まで日数をいただきます。

■医療費控除

いわゆる寝たきり老人などのおむつに係る費用について、医師が発行する所定の「おむつ使用証明書」(有料)を確定申告で提出すると医療費控除の対象になります。

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険要介護認定資料の主治医意見書に、寝たきりでおむつが必要な状態にある旨が記載されている場合には、町が発行する「おむつ代の医療費控除に係る確認証明書」により医療費控除の対象とされます。

圃健康福祉課 ☎ 32-3700 内線 605

二戸税務署に申告書作成会場 開設

二戸税務署では、確定申告書の作成会場を開設します。

■期間 2月16日(金)～3月15日(木)

※土日・祝日を除く。期間前の受付はできません。

■時間 9:00～17:00

■場所 二戸税務署1階 会議室

■その他

・時間内に申告書作成を終えられるように、余裕を持って、来場ください。

・駐車可能台数に限りがあります。公共交通機関などを利用ください。

・申告書などの作成は、ご自身でお願いします。

※国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅で申告書が作成できます。ぜひ、ご利用ください。

圃二戸税務署 ☎ 23-2701

一戸町家族介護者交流会 開催

介護をしている家族を支える「一戸町家族介護者交流会」を開催します。介護について不安なこと、悩みなどを交流を通して、打ち明けてみませんか。

■日時 2月13日(火) 10:00～

■場所 総合保健福祉センター

■内容 調理実習と昼食会

■費用 100円(1人)

■申込締切 2月7日(水)までに下記へ直接申込

圃地域包括支援センター ☎ 32-3700

来田保養センターでイベント 開催

来田保養センターでは、各種イベントを開催します。温泉はもちろんですが、さまざまな催しを用意していますので、ぜひ来場ください。

■日時 2月4日(日)

11:00～ 昔話やマジックショー

13:00～ 来場者での芸能大会

※カラオケ・踊り 出場者募集

圃来田保養センター ☎ 32-2884



コミュニティセンターのイベント

【視聴覚室】

■**絵画教室** ▷日時 2月11日(日) 9:00～

■**カラオケ倶楽部**

▷日時 2月14日(水) 13:00～ ▷参加費 300円

☎コミュニティセンター ☎31-1400

二戸地区合同公売会（不動産）開催

税の公平性と税収を確保するため、差押物件の公売会を自治体合同（二戸市、一戸町、九戸村、軽米町）で開催します。

■**日時** 2月6日(火) 10:00～10:10（入札）

■**場所** 二戸市役所本庁舎1階 会議室

■必要なもの

- ①買受代金、公売保証金（現金）
- ②印鑑（個人は認印、法人は代表者印、代理人は委任状と代理人の認印）
- ③身分を証明する書類（運転免許証、健康保険証など）
- ④農地買受適格者証明書（農地購入時のみ）※地目が田、畑。

■**公売財産** ①二戸市福岡 畑1筆 ②二戸市石切所 畑1筆 ③九戸村 山林1筆

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

☎税務町民課 ☎33-2111 内線122

奨学生など 募集

◎一戸町育英会奨学生を募集

町内に居住する人の子弟で、経済的理由で就学困難な優良学生・生徒を支援します。

■**受付期間** 2月19日(月)～3月26日(月)

■**奨学金額** 高校生 月額15,000円以内
※一戸高校は月額30,000円以内
大学生（短期大学、大学院を含む）、各種
高校生など 月額50,000円以内

■**募集人数** 10人程度

■**免除** 条件によっては、奨学金返還の免除申請可能。

◎田村清蔵記念奨学生を募集

町内に居住する人の子弟で、大学（短期大学、大学院を含む）に在学（予定を含む）する学業優秀、品行方正で、経済的理由により就学困難と認められる人を支援します。奨学金は給付で、返還義務はありません。

■**受付期間** 2月19日(月)～3月26日(月)

■**募集人数** 若干名 ■**奨学金額** 月額15,000円

※各奨学金の願書と募集要項は各学校や学校教育課にあります。受付は学校教育課へ。

◎就学援助申請

経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に、学用品などを助成しています。希望する人は各小中学校にある申請用紙で各小中学校へ申請してください。

☎学校教育課 ☎33-2111 内線502、513

児童館・学童クラブの入所者 募集

児童館、学童クラブの4月からの入所児童を募集します。

◎摺糠児童館の新規入所者募集

■**受付日時** 2月6日(火)～13日(火) 開所時間内

■**受付場所** 摺糠児童館

■入所資格

- 3歳以上の児童（平成27年4月1日以前生まれ）
※集団での保育が難しい場合は入所できないことがあります。
※年度途中で3歳になる児童は随時、入所希望施設で申請を受け付けます。

■申請手続

児童館にある申請書に申請者名、同居家族全員の氏名・生年月日・職業（勤務先）など必要事項を記入し、提出してください。

申請時は対象児童と一緒に受付にお越しください。

■**保育時間** 8:30～16:00（土日・祝日は休み）

■**利用料** 児童の保育に必要な諸経費（給食費、おやつ代、父母会費など）の負担があります。

◎学童クラブの入所申請受付

■**受付日時** 2月6日(火)～13日(火) 開所時間内

■**受付場所** 入所を希望する学童クラブ

■入所資格

小学1年生から6年生までの児童で、家族が仕事などのため下校後に面倒を見てもらえない児童（児童の健康上の理由など、集団での保育が難しい場合は、入所できないことがあります）。

■申請手続

各学童クラブにある入所申請書に必要事項を記入し、提出してください。申請書には同居家族全員の氏名や就労状況などを記入してください。

■保育時間

放課後（授業のない日は8:00）から18:15まで。日曜日、祝日などは休みです。

■利用料

利用料は月額2,000円（同一世帯で2人目以降は1,000円）。おやつ代や父母会費などの別途負担があります。

■対象施設

- ・一戸学童クラブ
- ・一戸南学童クラブ
- ・小鳥谷学童クラブ
- ・奥中山学童クラブ

■その他

定員を超える申し込みがあったときは、低学年の児童を優先します。

☎健康福祉課 ☎33-2111 内線618